

琉球処分をめぐる李鴻章の外交基軸：琉球 存続と分島改約案

山城，智史

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究

(巻 / Volume)

49

(開始ページ / Start Page)

93

(終了ページ / End Page)

130

(発行年 / Year)

2022-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00025477>

琉球処分をめぐる李鴻章の外交基軸

——琉球存続と分島改約案

山城智史

一．はじめに

明治政府が断行した琉球処分は、日本と琉球に限定された問題ではなく、琉球と冊封・朝貢関係を築いていた清朝外交にも影響を与えた。明治政府による琉球の中国への朝貢禁止命令をきっかけに、清朝の初代駐日公使・何如璋は明治政府に抗議文を送った。また、何如璋は清朝にも報告し、日本の琉球併合による朝鮮・台湾への影響の懸念を伝え、清朝として対応すべきであると論じた。琉球処分は日清間のみならず、さらに米国前大統領の介入、清露間の伊犁問題勃発による日露提携説、日清修好条規の改約案（「一体均霑」の追加）と、徐々にその影響が波紋状に拡がっていった。

これまでの先行研究において、明治政府の観点からみた琉球処分^①、日清間における琉球帰属問題^②、

琉球側からみた琉球併合と、比較的多くの成果が残されてきたと言えるであろう。⁽³⁾ 琉球問題をめぐり北京で総理各国事務衙門（以下、総理衙門と略）と宍戸璣全権公使の間で交渉が始まり、その議題は主に分島＝清朝への宮古・八重山二島の割譲、改約＝日清修好条規に「一体均霑」の条項を加える、この二点に集約された。全八回にわたる交渉の末、分島改約案は妥結した。宍戸公使としては十日後の調印を待つのみとなり、総理衙門としては清朝内で確認するというところで、交渉は終了した。その後、清朝内では議論が高まり、最終的には清朝の決断として調印の延期、再交渉することになった。

このような清朝の対応に対して、先行研究では「中変」「急変」「豹変」と評し、その原因を同時進行していた伊犁交渉に求めたり、あるいは在清琉球人による請願運動に求めたりしている。⁽⁶⁾ いずれにせよ、清朝内における対日外交については李鴻章の影響力が大きく、当初は分島改約案に賛成していたにもかかわらず、妥結直前あるいは妥結後に反対に転じた点において、先行研究はほぼ一致している。つまり、交渉が終了した一八八〇年十月二日から調印予定日までのわずか十日間に清朝の「中変」の原因を求めている。しかしながら、清朝側の資料を確認する限り、この十日間で国策を変更するほどの出来事は確認されない。⁽⁷⁾ このような総理衙門や李鴻章の対応を「中変」と批判したのは当時の明治政府側のロジックであり、清朝側のロジックに照らし合わせると決してそうとも限らない。これまでほとんどの先行研究が清朝の調印拒否については「変化」と看做しているが、琉球問題に対して李鴻章が展開する外交基軸の一貫性についてはほとんど論じられていない。

本稿では、李鴻章の書簡や会談における発言に注目し、まずは「中変」が史実として認められるかを検討する。たしかに総理衙門は宍戸との八回にわたる交渉の中で、分島改約に関する条約案を作成し妥結した。先行研究も示しているように、その後は本件について清朝内で議論が巻き起こり、最終的には李鴻章の上奏文に基づき、分島改約交渉で妥結した条約案の調印拒否という判断が下された。総理衙門が宍戸に対して、「再度議論する必要がある」と調印の延期及び再交渉を求めたことに対して、明治政府は「中変」と批判した。では、琉球問題が浮上してきた時から、最終的に調印を拒否するまで、李鴻章はどのように変化したのであるうか。この点について、明治政府側の観点から分島改約交渉を見ると、李鴻章の変化と一貫性を見落としてしまう。

次に、いわゆる日本側からみた「中変」と、清朝における外交情勢の変化に伴う李鴻章の政策変更を比較する。ここで一つ重要なことは、分島改約案が竹添進一郎から李鴻章に提示された時から、李鴻章が一度でも日本側が提示する「分島改約案」に全面的に賛成の意向を示したかという点である。この点について、先行研究では日本側が提示した「分島改約案」と、李鴻章が考える「分島改約案」には大きな齟齬があること、また李鴻章は「分島改約案」と「分島改約交渉」を分けて考えていたことがほとんど検証されてこなかった。日本側は米清貿易ルートを確保させるために、宮古・八重山二島を清朝に割譲することを提案し、一方、李鴻章は琉球処分を朝鮮・台湾侵略への足がかりにさせないためにも「琉球存続」を条件とした。つまり、日本側・分島Ⅱ貿易ルートの確保、李鴻章・分島Ⅱ

琉球存続という構造が水面下に出来上がったのである。そのため、改約案については、日本側は貿易ルートの確保の見返りとして「一体均霑」の追加を求めていたのに対し、李鴻章はあくまでも日清修好条規の期限が来た時点で再度交渉するというスタンスを取った。これまでの先行研究が示してきたように、一見すると李鴻章は竹添との事前交渉で期待していた三分割案が否定されたことよって意気消沈し、伊犁問題から生じる日露提携説の外交危機を排除できないまま、日本側が要求する分島改約交渉に仕方なく応じたように映る。しかし、資料が示すように、李鴻章は竹添との会談後も総理衙門には一貫して琉球存続ありきの分割案の受け入れ、改約案については拒否することを言い続けてきた。また、李鴻章にとっては日本との分島改約交渉は竹添が提示した「分島改約案」を受け入れることを意味しているのではなく、あくまでも伊犁問題解決までの時間稼ぎでもあった。この点において、日本側の「分島改約案を実現するための分島改約交渉」と、李鴻章の「琉球存続と時間稼ぎのための分島改約交渉」を分けて考えなければならない。

条約草案は総理衙門と六戸との交渉で作成され、①宮古・八重山を清朝が管轄する、②日清修好条規を改約する（一体均霑の追加）ことを主な内容として、交渉を終了している。一方、李鴻章の発言に注目すると、何如璋、グラント、竹添、総理衙門、一八八〇年十一月十一日の上奏文では、この分割案と改約案の二つをセットにして日本と条約を締結することを推進したことはなかったことがわかる。伊犁問題で緊迫した情勢の中でも、李鴻章は琉球存続が前提の分割案、改約案には反対、この点

を総理衙門に強調してきた。

従来の研究では、分島改約交渉の結果、一度妥結した条約草案の調印・批准を拒否し、再交渉を要請してきた清朝側の対応を「中変」「豹変」「急変」と論じてきたが、それはあくまでも当時の穴戸や井上毅が清朝側に対する批判と日本国内に対する説明を報告書に残しているに過ぎない。李鴻章に関する資料を読む限り、少なくとも李鴻章がこの二つをセットにした条約の調印・批准することに積極的に賛成したことは一度もなかったことがわかる。

本稿では、李鴻章の琉球問題に対する外交基軸を関係人物との書簡・会談の中から見出し、琉球問題に対する政策の変化と一貫性について明らかにする。

二・李鴻章の琉球存続政策

一八七八年、日本へ赴任した何如璋は早速琉球問題にあたり、李鴻章と総理衙門に同様の内容を報告している。⁸⁾ 何如璋の主張は次の三点にまとめられる。

- ① 日本が琉球の清朝に対する朝貢を阻止したことは非常に重大なことであり、日本の琉球併合の次は朝鮮に及び、たとえ今回の琉球の一件について清朝が譲歩しても、結局のところ紛争は避けられない。

② 清朝が琉球のような小さな土地について日本と争っている場合ではないが、我々が「彈丸之地」については争わない、という認識を日本側が持つことになる。

③ このような方法で解決するかはわからないが、日本が少しでも気後れするようなことがあれば、その間は琉球が存続することができるから、やはり何も言わないよりは争ったほうが得るものは多い。

ここで何如璋は日本が琉球を併合したことよりも、その先を見据えて、このような併合の行為が朝鮮にまで及ぶことを最も危惧している。この危機を乗り越えるための手段として、日本の朝貢阻止にも申し、琉球を存続させていくことを最も重視しているのがわかる。

何如璋からの報告を受けた李鴻章はこの問題に対して、次のように述べている。

① 琉球の朝貢から得られる利益はないが、琉球のような朝貢国を失えば他の国から軽く見られてしま⁽⁹⁾う。

また総理衙門にも同様に朝鮮への影響について述べている。

② 琉球からの朝貢がなくなっても特に問題はないが、日清修好条規第一条にあるように「邦土」を侵すような例を作ってしまうと、朝鮮に及んでしま⁽¹⁰⁾っては黙っていられない。

つまり、李鴻章は琉球の朝貢についてはあってもなくてもよいと考えており、琉球からの朝貢の存続そのもの自体はさほど重視していないが、日本の琉球併合が今後朝鮮にまで及ぶ可能性を危惧してい

る。また、何如璋が提案した「上中下三策」についても触れ、武力で事を運ぶのではなく、交渉を重ねていくことで日本も簡単には廢藩置県を進めることはなく、琉球も存続できるであろうし、下策とはいっても、今日においては適切な方法であるとして、武力ではなく交渉によって琉球の存続を基軸にした対日外交を進めようとしているのがわかる。

このように李鴻章は何如璋と総理衙門にそれぞれ今後の琉球問題への対策を講じており、琉球からの朝貢から得られるものはさほどないこと（何如璋には「中国受琉球朝貢本無大利」、総理衙門には「琉球地処偏隅、尚屬可有可無」、清朝の外交において琉球問題は軽視できないこと（何如璋には「若受其貢而不能保其國、固為諸國所輕」、総理衙門には「設得步進歩緩例而及朝鮮、我豈終能默爾耶」）等を述べている。つまり、琉球問題によつて事を荒立てて戦争勃発を招いたり、諸外国から朝貢国を保護できない国として認識されるデメリットを掲げながらも、朝貢阻止については譲歩しても良いが、「琉球の存続」はけつして譲歩してはならないとしたのである。李鴻章はこの時点ですでに「琉球存続」を対日外交の基軸としており、戦争ではなく交渉によつて対応していくことを決めている。その後、総理衙門は日本による「廢球為県」に関する内容を上奏し、正式な形で清朝内では琉球問題に関する対日外交を進めていくことになる。^①

三・琉球存続のための「自為一国」[nation]論

次に、李鴻章と前米国大統領・グラント (Ulysses S. Grant) の会談を検討していく。⁽¹⁷⁾ 周知の通り、グラントは世界周遊の折に中国と日本を訪問し、李鴻章らから琉球併合について事情を聞くことになり、日清交渉の調停を依頼された。⁽¹⁸⁾ 従来の研究では、主に中国側の資料を基に李鴻章—グラントの会談が描かれ、琉球分割案の出発点として描かれてきた。しかし、清朝の資料に限ったことではないが、報告形式の資料の性質を考慮すると、そこに記載されている内容が真実とは限らない。翻訳の問題もあれば、意識的に修正されている可能性もある。李鴻章とグラントが会談の場を設けたということは、当然のことながら米国側の資料も検討の対象となる。そこで、本節では中国側と米国側の両方の資料から李鴻章の対琉球問題の外交基軸を検証する。

まず、中国側の資料では、李鴻章との会談の中で、グラントからは中国と琉球の歴史的な関係、琉球王は三十六姓に入っているのか等の基本的な事実に加え、日本の朝貢阻止に対する清朝の対応が確認された。李鴻章からは①琉球は中国に臣事してきたし、米国とも通商章程を結んでいる↓中国のみならず、米国の面子もつぶしている、②日清開戦の可能性の示唆↓米国と清朝の通商関係に影響を与える可能性がある、③琉球処分は中米条約第一条に抵触する↓米国としても介入する理由がある、④日清修好条規第一条に抵触する↓国際的に見ても条約に違反しているのは日本の方である、⑤清朝と

しては朝貢の有無については言い争うつもりはない（貢之有無無足計較）等を述べた。これに対してグラントからは「琉球は一国をなしているのに、日本は領土拡大のため、これを滅ぼし併合しようとしている。中国が争おうとしているのは土地であり、朝貢だけを争うのでないなら、理にかなったこと。」という言葉を引き出したとしている。¹⁴⁾ 清朝側の資料を見る限り、李鴻章が日本による琉球の滅亡は日本国内の問題でもなく、また日清間のみのも問題でもなく、米国とも深く関わる国際的な問題であると指摘したことに対して、グラントが李鴻章の意向に添うような発言を述べたことが記録されている。

では、次に米国側の資料をしてみる。¹⁵⁾ 特に、グラントが「琉球自為一国」と発言したとする箇所について検討する。李鴻章はグラントに米国が琉球をindependent Powerとして扱っていることから、日本による琉球処分は国際法に違反している可能性があると指摘した。それに対して、グラントはこのロジックの正当性を認めつつ、清朝としては日本に対して琉球をindependent Powerとして交渉していくつもりであろうと考えた。¹⁶⁾ このようなグラントの考えに対し、李鴻章は琉球がindependent Powerであることを肯定しながらも、実際には「a semi-dependent Power」であると付け加えた。さらに清朝の属国でありながらも、琉球に対しては主権を行使したことはなく、あくまでも琉球の自立性を認めている、と述べた。

ここで興味深いのは、清朝側の資料にはグラントが琉球を「自為一国」と発言したとされている

が、米側資料では李鴻章が琉球を「Independent Power」でもあるし、正確には「semi-dependent Power」と発言していることである。また、米側資料では李鴻章が琉球を併合される以前の状態に戻すことを訴え（＝琉球存続）、そうでなければ世界は一国（＝nation）の消滅を目の当たりにするであろうと発言したとされている。¹⁷ 世界がこのような状況を黙認するのであれば、国際法にどれほどの価値があるのか、とあくまでも国際法の観点から琉球の存続を前提にして話していることに注目すべきである（「If that could be done of what value is international law?」）。

両方の資料を見る限り、どちらが琉球を一国とみなすと発言をしたのかはわからない。あるいは双方共にそのように解釈される発言をした可能性もある。また李鴻章自身が発言したとされる「Independent Power」と「semi-dependent Power」の違いについても、漢文テキスト（当事者側）と英文テキスト（第三者側）の比較だけでははっきりしない。また、李鴻章の「一国」とグラントの「Independent Power」という概念が必ずしも一致しているわけではない。しかしながら、両方の資料には「一国」「nation」を意識した発言が記録されており、李鴻章自身が日本の琉球処分に対して不当性を訴えて、「日清修好条規第一条」、「中美条約第一条」、「琉球」與美国立有通商章程」を引き合いに出して、琉球の存続にこだわっていたことがわかる。

その後、グラント一行は日本へ行き、明治政府に琉球問題について清朝側の意図を伝えながら、李鴻章と書簡を通じて連絡を取り合い、日本での状況を伝えた。しかしながら、グラントから琉球問題

を解決するための具体的な策は提案されず、絶えず日清和平を訴え、そのためには①基本的にお互いが譲歩すること、②何如璋の文書を撤回し、交渉の場をもつこと、③英国に介入させてはならない、主にこの点にのみ注意を促していた¹⁸⁾。ちなみに、グラントに対する当時の米政府の見解としては、あくまでもグラントは民間人として日清両国から相談を受けているのであり、米政府としての責任は取らないことを強調している¹⁹⁾。この点について、米国側の会談記録にもグラントは自身が米国政府を代表して発言する権限はないと明言している²⁰⁾。

このように、李鴻章とグラントの会談の記録は清・米両国に資料が残っており、どちらが琉球を「一国」あるかは「nation」「independent Power」と発言・認識したかは明確ではないが、いずれにせよ李鴻章はグラントの会談や往復書翰において、常に日本の琉球処分に対して国際的な観点から不当であることを訴え続け、琉球存続の道を模索していたことがわかる。

四．分島改約案と「讓歩」の外交

グラントの清・日訪問及び琉球問題への提言によって、日清間の交渉は再び動き出した。井上外務卿は琉球分島案と一体均霑の追加の策をセットにして清朝との交渉を進めることを決めた²¹⁾。この決定に伴い、明治政府は竹添進一郎を天津に派遣して、李鴻章との事前交渉にあたらせた²²⁾。三回にわたつ

て行われた交渉の論点は次の点に集約される。①琉球の属国論については双方ともに譲らず、②日清和好を交渉の基軸とする、③宮古・八重山二島を清朝に割譲、④日清修好条規に「一体均霑」の項目を追加する、⑤李鴻章からグラントが琉球三分割案を提案していると反論、これらの点をめぐって竹添と李鴻章は議論を交わした。李鴻章は琉球南部二島の分割案がグラントからの提案であることを知っていたため、竹添からの提案に対しては無下に反対することができず、総理衙門への書簡の中で、南部二島を中国がもらっても仕方がないので、琉球人に返還することを述べている（「琉球南島割歸中国、似不便収管、只可還之球人、固不能無後患」²³）。事前交渉を俯瞰的に見ると、あたかも竹添が日露提携をちらつかせながら分島案を餌にして改約案を提案し、李鴻章の三分割案を論破し、李鴻章が分島改約案を認めざるをえなくなったように映る²⁴。しかし、日本側が分島案の見返りに改約案を認めさせようとしたということは、逆に言うと、分島案が成立しなければ改約案まで座礁することになるといふ状況を日本が自ら作ってしまったとも言える。李鴻章はこの点を見逃さなかった。その後も、李鴻章は日本との交渉を進めるように指示するが、あくまでも琉球存続という条件付きであった。つまり、日本側が提案したのは分島案（宮古・八重山の割譲）＋改約案（日清修好条規に一体均霑の条項を加える）であったのに対し、李鴻章は分島案＋琉球存続案をセットにして、改約案は延期するようにと総理衙門に建言していくのである。李鴻章はグラントの影響を受けている分割案を受け入れつつ、そこに本来の目的である琉球存続を忍び込ませ、なおかつグラントが口にしなかった日清

修好条規の期限内での改約案については断固拒否する姿勢をとった。分島案を利用しようとした日本側の提案に対して、李鴻章は琉球存続のための道具として分島改約案を利用するのである。

このように李鴻章は琉球問題に対して、「琉球存続」という外交基軸を掲げて、何如璋、グラント、竹添、総理衙門とのやりとりの中で、常に情勢をコントロールしていた。その後、琉球問題は日清間で正式な交渉の場を設けることになり、総理衙門と宍戸公使一行との間で、いわゆる分島改約交渉が開かれることになる。⁽²⁶⁾

五．「琉球存続」という外交カード

日清間で分島改約交渉が始まる約二週間前の一八八〇年八月四日（光緒六年六月二十九日）、曾紀澤はペテルブルクにおいてロシア側と会談し、崇厚が調印したリバディア条約に対して清朝としては批准できない旨を伝えた。ロシア側も一度調印にいたった条約を相手の都合で簡単に修正するわけにもいかず、正式な交渉を始めようとしなかった。⁽²⁶⁾ 曾紀澤がロシア側を説得し、正式交渉を始めることができたのは、それから十九日後の同年八月二三日であった。⁽²⁷⁾ しかし曾紀澤が提出した清朝側の草案をみたロシア側は、崇厚と調印した条約がすべて水泡に帰し、今回の交渉ではさらにどれくらいの時間がかかるかわからない、非常に不満である（「如此是將從前之約全行駁了」、「崇宮保在此與我商議尚

用年余、此番商議不知更用若干年也」、「我説句実話、今日貴爵與我所言甚不滿我意也」として、交渉地を北京に移し、この交渉自体を破談にしようとした。⁽²⁰⁾ その頃、北京ではすでに分島改約交渉が始まっていたが、この時点では伊犁交渉は安定どころか、一触即発の危機を迎えていたのである。

一方、李鴻章はグラントとの会談、竹添との会談、伊犁問題によるロシアとの軍事衝突の可能性という一連の外交事案を考慮しつつ、同年八月二八日、総理衙門には宮古・八重山南部二島での「琉球存続」を堅持し、日清修好条規の改約案については「延期すること」を述べ、このような方法であれば、現在緊迫しているロシア以外で他に敵を作ることはないとした。⁽²⁰⁾ 前述したように、李鴻章は日本による琉球処分が今後朝鮮や台湾に及ぶことを危惧していたため、琉球問題に対しては琉球処分を完全に否定する効果を持つ「琉球存続」を実現することが前提であった。また、期限前の改約という前例を作らせないためにも、改約は期日をもって再度話し合うことももう一つの前提であった。ここで李鴻章にとつての一つの譲歩は、宮古・八重山二島という復封の「場所」であった。本来、明治政府の琉球処分を完全に否定するためには、琉球本島での琉球存続が最も優先されるべき形であった。それにもかかわらず、分割案がグラントの影響を受けていること、また伊犁問題によるロシアとの開戦あるいは日露提携の可能性が棄てきれなかったことも譲歩の大きな理由であった。この日、総理衙門への同書簡には伊犁問題のことにも触れられており、リバディア条約を調印した崇厚を免罪にしたものの、条約修正交渉がもつれてしまうと、交渉地がロシアから北京へと移ることを懸念していた

〔窃慮勦商及改約、駁議太多、俄必艱然變計、另派專使來京、彼時更難了局〕。つまり、すでに分島改約交渉第二回会谈（同年八月二四日）が終了した段階においても、伊犁問題はまだ開戦の可能性を抱えた大きな外交問題であったことがわかる。

李鴻章が南部二島での琉球存続の必要性、改約拒否の堅持を総理衙門に建言した日から六日後の同年九月三日、今度は李鴻章自身が伊犁問題の解決に光が見えてきたことを総理衙門に伝えた。曾紀澤からはすでに正式な交渉段階に入ったこと〔已定通国書、開議条約〕、ロシアでは曾紀澤との会谈が友好的に進められていること〔言俄国新報現在中俄有和好之意、曾大臣已面晤俄君等語〕、ドイツ公使からは伊犁交渉が平和に終結するという情報を得た等々〔頃接德国巴使二十七日洋文函、称此事可望平安了結〕、清露開戦、日露提携の可能性を大きく否定する情報であった。このことは当然ながら、李鴻章の対琉球問題の政策にも影響を与えた。前回の書簡では琉球の存続に関する具体的な進め方については記載されていなかった。しかし、今回は東京にいる琉球王を釈放し君長として琉球に戻すとなると、この件は日本の外務省の管轄であり、容易ではないことを示唆した^③。つまり、李鴻章がここで示しているのは、改約案を受け入れるかどうかは清朝側で調整しないとけない事項であるが、東京にいる琉球王を釈放して冊立させるのは、日本側の調整事項であり、琉球王の冊立に関しては清朝として絶対に譲歩してはならないと強調しているのである。九月三日の総理衙門宛の書簡において、李鴻章は琉球存続の現実的な問題を述べて、分島改約交渉自体がいかに難しい案件である

か、いかに時間を掛けなければいけない案件であるか、国内調整を求められているのは清朝ではなく日本であることを再言しているのであり、決して分島案の肯定から否定へと意見を変えたわけではない。

しかし喜びもつかの間、伊犁交渉は難航し、ビュツオフ来清の可能性の電報を受け取ったのは、それからわずか四日後の九月七日のことであった。⁽³²⁾その後、曾紀澤の懸命な交渉により、ビュツオフはロシアに戻され、交渉地が引き続きロシアで行われることになったことが伝えられたのが、同年九月三十日。⁽³³⁾同年十月十二日、李鴻章は総理衙門に対して、この機会に妥協してもいいからロシアで交渉をしたほうがいい、ビュツオフが北京に来ることになると清露関係の緊張がさらに高まり、外交面で多くのものを失うことになるとして、伊犁交渉では譲歩することを強調した。⁽³⁴⁾このように、李鴻章にとっては十月十二日までが伊犁交渉のピークであったことがわかる。その時まさに、分島改約交渉が終了する九日前である。

この書簡から一週間後の十月十九日、李鴻章は総理衙門に分島改約交渉を延期するよう伝えた。ここで李鴻章は分島改約交渉の第七回における宍戸の発言を取り上げ、①南島二島を中国に譲る見返りとして改約案を求めていること、②琉球王及び子嗣らは渡せないが「尚」の代わりに「向」なら可能性があると言うが、それは明らかに天津にいる向徳宏を指していると指摘した。⁽³⁵⁾特に球王に関しては「向姓」を冊立するという日本からの代替案による分島案成立の可能性を排除するために、すかさず

宮古・八重山二島については、土地が枯瘠して琉球が自立して存続することは不可能であるとして、「人」の問題から「場所」の問題へと焦点を移した⁽³⁶⁾。元々、李鴻章の外交基軸は琉球処分を白紙に戻すために琉球を存続させることが大前提であったため、グラントの介入が影響を受けている南部二島分割案を大々的に否定せずに、琉球王冊立という「人」の問題に焦点を当て、伊犁交渉が危機を乗り越えるまでの時間稼ぎを考えていた。しかし、交渉の場が再びロシアに戻されたこと、六戸が「向姓」という代替案を出してきたことを踏まえ、南部二島を否定するカードを切ったのである。これらの事情を踏まえ、総理衙門にはいまだ六戸と妥結していないのなら、交渉の結論を引き延ばしたほうが良いと建言したのである（「尊処如尚未與六戸定議此事、似以宕緩為宜」）。しかし、総理衙門は十月二一日、六戸公使との交渉を終え、（一）両島交付酌加条約専条、（二）増加条約、（三）憑單、（四）附單、以上の条約草案が作成された。

その後、総理衙門が上奏するように、劉坤一、張之洞、李鴻章らの意見をまとめながら、「琉球存続」の点においては皆同じ意見を持っていることを述べ（「皆以存球祀為重、與臣衙門爭論、此事本意相同」）、日本とロシアを敵に回さないためにもこの条約案を調印・妥結にもっていくことで、琉球存続の実現、ロシアの脅威も防ぐことができる⁽³⁷⁾と述べた（「中国若拒日本太甚、日本必結俄益深、此舉既已存球並已防俄、未始非計」）。総理衙門の上奏文を見る限り、この時点で総理衙門は「中変」「約変」していないことがわかる。つまり、総理衙門は六戸との交渉で妥結にいたった「球案加約」

に調印・批准することで、現状の危機を乗り越えようとしたのである。交渉の地がロシアに戻されたことで伊犁交渉が好転したと判断した李鴻章とは異なり、情勢が二転三転と変化する伊犁交渉が安定していると判断できなかったたのであろう。しかしその後、清朝内でさらに議論が高まり、ついには李鴻章に最終的な意見を求めることになった。

同年十一月十一日、李鴻章は琉球問題に関して次のように上奏した。⁽³⁹⁾

まず李鴻章は、日本が琉球を併合し（「日本廢滅琉球」）、その後グラントの介入によって分島案が出たことをふまえ、次のように述べている。総理衙門に「琉球存続」のために宮古・八重山二島の分割案を受け入れ、琉球人に還すことを最良の案として勧めていたが（「臣與総理衙門函商、謂中国若分球地、不便収管、只可還之球人、即代為日本計算、舍別無結局之法」）、当時はまだ宮古・八重山二島の土地が瘦せていることを知らなかった（「此時尚未知南島之枯瘠也」）。ただ、琉球併合の時は、清朝が抱える情勢（伊犁問題）もあつてすぐに対応できず、現在はまさにその伊犁交渉が佳境を迎えている（「臣愚以為琉球初廢之時、中国以体統攸関、不能不亟與理論、今則俄事方殷、中国之力暫難兼顧」）として、琉球併合時と現在の状況の違いについて触れた。現状を鑑みると、日本からの要求を呑むと多大な損害を被り、拒むと敵を作ってしまう、つまり交渉の引き延ばしこそが最良の方法であるとした（「且日人多所要求、允之則大受其損、拒之則多樹一敵、惟有用延宕之一法最為相宜」）。また以前総理衙門に送った書簡（十月十九日）についても触れ、①琉球人の向徳宏からの情報によ

り、南島二島では琉球が自立することが難しいこと、②日本が琉球王及び血族を釈放するとも限らないこと、③この琉球問題はもつと時間をかけたほうがいいとして、その背景を述べた。

先述した八月二八日（「商改俄約兼論球案」と九月三日（「俄防漸解並議球事」）のタイトルからもわかるように、この時点になっても伊犁交渉と分島改約交渉は連動していた。前者は緊迫したロシア情勢＋南島琉球存続＋日清修好条規改約の拒否、後者は緊迫が解けたロシア情勢＋琉球王の釈放は難航すると予測＋日清修好条規改約の拒否という内容であった。この二つの書簡だけでも伊犁問題と琉球問題が連動しつつ、琉球存続と現時点での条規改約の拒否という点については一貫していることがわかる。

このように、李鴻章は一貫して日本の琉球処分を否定するための「琉球存続」を外交基軸としており、分島改約交渉が終了した時点では、宮古・八重山二島の割譲を受けても、土地も瘠せていて、琉球王も釈放されないのであれば、琉球存続の意味をなさないため、この議は引き延ばしたほうがいいとしたのである。李鴻章としては、分島改約交渉の開始前後は、そもそも伊犁交渉が正式な交渉として始まるかの不安が払拭できなかったことは否めない。曾紀澤から伊犁交渉が始まったこと、一時はピュツオフがロシアから北京に派遣されたが再びロシアに戻されたこと等の危機を乗り越え、ようやく落ち着いてきたのが十月十二日。伊犁交渉に安定の兆しを見出し、日本との交渉を遷延するように建言するのである。これまでの先行研究では清朝の「中変」、李鴻章の「約変」を前提として分島改

約案が調印・批准に到らず、その原因として伊犁交渉の好転と琉球人の救国運動が挙げられていた。しかし、上述してきたように、分島改約交渉が終了した直後の十日間で伊犁交渉が好転したわけでもなく、この十日間で李鴻章が在清琉球人から起死回生の新情報を得たわけでもなく、李鴻章自身が「約変」したわけでもない。李鴻章にとっては、①崇厚が調印したりバディア条約を変更するための再交渉の開始、②露公使ビュツォフ来清可能性の消滅、この二点が外交上の転換点となった。⁽¹²⁾清朝の外交という観点から見ると、分島改約交渉と伊犁交渉は確実に連動しており、また李鴻章が向徳宏らの在清琉球人をうまく利用して、日本との交渉に臨んでいたと言えるであろう。⁽¹³⁾

六. おわりに

ここまで見てきたように、李鴻章の琉球問題をめぐる外交政策は、①琉球処分の朝鮮への影響を未然に防ぐために琉球を存続させる、②日清修好条規の改約は期日後に再度話し合う、③他国の干渉を促し公法に基づいて処理する、④伊犁交渉をめぐる清露情勢をコントロールしながら、「清露開戦」 「日露提携」の可能性を最小限にする、以上四点であった。この四点を軸にして改めて李鴻章の動きを見ると、琉球問題に対して一時的な妥協による折衷案（分島割譲による琉球存続）は確認されるが、「琉球存続」という判断が変化したことはない。分島改約交渉が一旦は妥結したことを日本側の

脈絡で見ると、清朝の態度は確かに「中変」と映るかもしれないが、それは清朝にとっても同じとは限らない。特に崇厚が調印したりバディア条約を批准せずに交渉の場を再度設けるという外交を展開する清朝にとって、調印にも到っていない分島改約案（球案加約）はまだ交渉段階と判断しても過言ではない。

分島改約交渉では、具体的に琉王の選出については曖昧なまま終了した。実際に井上外務卿も九月二十九日の段階で、尚泰はすでに日本人となっているから再び琉球王として冊立するのは良くないが、向徳宏あたりの誰か別の者を立てるなら特に問題はない、として琉球の存続については折衷案のようなスタンスをとった。⁽⁴⁾ また、宍戸は交渉終了直前にも「九分九厘迄ハ相運候ヘトモ未タ半途ナルハ只支那ニテ二島受取候後ノ處分ニテ即チ琉球王血統ノ一件ニ有之」として、最後の問題としてやはり誰を琉球王として立てるかについては決着がつかない。その後、清朝内でいくつかの意見が飛び交い、李鴻章が宮古・八重山の二島には琉球存続が難しいことを理由に妥結の内容を認めず、ロシアとの伊犁交渉の決着を待ってから再度取り掛かるべきだとして、遷延することになったのは前述の通りである。

李鴻章の狙いが最初から琉球存続≠琉球処分の否定にあったことは、その後の竹添との会話の中で如実に現れている。一八八一年十二月十四日、竹添が李鴻章を再度訪問し、琉球問題について話し合いの場を持った。⁽⁴⁾ 分島改約交渉が途中で座礁したことに対して、李鴻章が帰国した宍戸を責めると、

竹添は「宍戸公使ニハ少シモヤリソコナイ無シ、総理衙門ヨリ一旦結成シタル約定ヲ違背ニ相成リタルニ付、公使ノ引上ケニナルハ当然ナリ」と反論し、そもそも清朝が「中変」したのであり、その根本には李鴻章の「横矢」が原因ではないかと推察した。それに対して、李鴻章は「約定ハ予ノ破ル所ナリ」とあっさり認めながらも、「併ルニ決シテ不条理ニ非ラズ」、「余ハ最初ヨリ不承知ノ事ヲ閣下ニ明言シタルニ非スヤ、一体貴国ノ談判実ニ条理無シトス、予カ不承知ナル以上ハタトヒ総理衙門ニテ議決スルトモ天子ヨリ必ス我レニ御下問有之事故、予ガ出来ヌト云フ事ハ決テ出来ル事ナシ」として、たとえ総理衙門との間で一旦妥結したとしても、この件に関する最終的な決定権は李鴻章自身に委ねられていると述べた。李鴻章が日本に求めるところは「貴国ヨリ舊ニサヘ復スレハ中国ニ於テ異議ナシ」と琉球存続であることを主張し、それに対する竹添の回答は「只今舊ニ復スル義ハ政体上ニ於テ決シテ出来サル譯ニ有之到底我政府ニテ承知ナリ難シト愚考候也」として、琉球処分によって一度決定したことを覆すことになる琉球存続は難しいと述べた。しかし、李鴻章は「一体均霑」の追加はあくまでも琉球存続が条件として引かなかつた。また、「只小サクトモ琉球王ヲ置ク丈ケヲ望ム迄ノ事ナリ」として琉球の存続を再度強調しながら、宍戸を再度交渉にあたらせるように述べた。興味深いことは、このような交渉のあり方について、李鴻章は伊犁交渉を引き合いに出し、交渉で妥結したことを政府間で再度話し合うことはよくあることであり、「宍戸ノ引上ケタル位ハ実ニ小事ナリ」として、勝手に帰国した宍戸に非があり、もう一度宍戸を呼び戻して再交渉することを勧めた。

一見すると、本会談は水掛け論に陥り、双方一步も譲らない実りのないように映るが、李鴻章が発言した「只小サクトモ琉球王ヲ置ク丈ケヲ望ム迄ノ事ナリ」という考えを引き出したことが、竹添にとっては大きな収穫であった。つまり、日本が穴戸を再度派遣して条件を満たせば、「一体均霑」の件についても可能性があることがわかったのである。

これを受けて、井上外務卿は竹添に次のような指示を出した。

彼レノ意若シ當政府ノ更ニ琉球王ヲ封立セン事ヲ望ムニ在ラハ 是レ一旦廢シタル藩王ヲ再立シ廢藩置県ノ拳ニ悖リ 現今我國ノ政体上不可行ノ事ヲ要望スルモノニ有之候 且其封立スヘキ人ノ如キモ必ス尚泰ヲ要スルニ至テハ甚タ困難ノ儀ニ有之候

併シ此儀ハ不得已ハ一時尚泰ニ暇ヲ賜ヒ琉球ニ墳墓ノ地ヲ見舞フニ託シ 夫ヨリ彼ノ切望ニ依テ清国ニ転籍セシメ候上ニテ清政府ノ之ヲ封立スルヲ默認スルカ如キ事ニ致シ候ハハ 或ハ不可ナル無カルヘシト雖トモ 是レハ万不得已ノ手段ニシテ 可成ハ尚泰ノ子ヲ封立スルヲ以テ満足セシメ候様致度 左スレハ其者ヲ清国ニ転籍セシメ清政府ヲシテ之ヲ封立スルノ便宜ヲ得セシメ候様可致ト存候 且ツ如斯シテ封立候上ハ其国ハ全ク清政府ノ保護ノ下ニ立チ 其附庸タルニ於テ毫モ異議無之候^①

ここで井上は大きく譲歩し、「万不得已ノ手段」として尚泰自身を転籍させてでも、李鴻章の条件をクリアしようとした。この譲歩によって「一体均霑」の追加を進める準備を始めたのである。

一八八二年三月三〇日の李鴻章・竹添会談において、双方の最終案が出された。竹添は「我国ヨリハ二島ヲ中国ニ割與シ中国ヨリ尚氏ヲ冊封シテ以テ中国ノ体面ヲ全シ 中国ヨリハ各国均霑ノ条ヲ我國ニ許シ以テ我國ノ体面ヲ全ス 是ヲ公平ノ辦法ト存候」として、尚氏を琉球王として冊立するといふ大きな譲歩を示す。しかし、李鴻章はそれに対して、次のように述べた。

二島ハ狭少ニシテ自立スルニ足ラス 固トヨリ琉王ノ受ケ肯セサル所左スレハ中国ハ復封ノ虚名ヲ取ルノミニシテ体面ニ於テ缺ク所有リ 而シテ貴國ハ独リ均霑ノ実利ヲ得ルモノナリ 中国人無シト雖トモ豈此ノ理ヲ知ラサンヤ

(中略)

琉王ハ早クヨリ二島ノ冊立スルニ足ラサルヲ申出タリ 今改テ問糺スルニ及ハサルナリ 且ツ中国ハ琉球ノ祭ヲ存スルノ主意ナリ 然ルニ琉王ノ先墳ハ皆首里ニ在リ 今其ノ先墳ヲ守ル事能ハサルハ琉王ノ実心好マサル処ナリ 夫レヲ無理ニ冊封スルニ於テハ体面ヲ全スルト云フ可カラス

最終的に李鴻章は南部二島では復封が難しいため、首里に琉球を存続させることを条件に出してき

たのである。日本側から見ると、そもそも琉球処分が国内の問題であるとして清朝との交渉を断ってきたにもかかわらず、グラントの介入により米清の貿易ルートを確保しないわけにはいかなくなり、宮古・八重山二島を割譲することになった。ただし、琉球処分は内政であり、理由もなく日本領土を清朝に割譲するわけにはいかないため、貿易ルート確保に相当する内地通商権の確保を「一体均霑」から得ようとした。分島改約交渉では尚氏を琉球王に冊立するという要求に対して一度は否定したものの、改約にこぎつけるために、ほとんど琉球処分の否定とも取れる讓歩案を打ち出したところで、最終的には李鴻章から「首里での復封」を要求された形となった。

一八七八年の何如璋への返信から、李鴻章は一貫して朝鮮・台湾への影響を懸念して「琉球の存続」を主張してきた。曾紀澤がロシアで伊犁交渉を始め、ビュツオフがロシアに戻され、交渉が落ち着き始めたのが一八八〇年十月十二日。その一週間後の十月十九日、李鴻章は総理衙門に宮古・八重山二島では存続が不可能であることを理由に、分島改約交渉の延期を建言する。在清琉球人らが南部二島は枯瘦な土地であるという現地の情報を与えたという点、あるいは彼らが天津にいたことで「琉球現地の情報」という真実味が増したことを考えると、李鴻章にとって向徳宏の存在は大いに役に立ったと言えるであろう。李鴻章は朝鮮防衛のために琉球処分を否定する材料を探しており、その一つが「琉球の存続」であった。同時に琉球の存続が日本にとっては難しいことも理解していたため、竹添との事前交渉では日本側が清露間の伊犁問題につけ込んで改約案を入れてきたが、李鴻章は分島

案と改約案の関係を逆手に取り、分島案に琉球存続を条件とする外交基軸に軌道修正したのである。

本稿は李鴻章の琉球問題に対する外交基軸の変化と一貫性に注目した。日本側から提示された分島案を拒否する理由については、球王冊立問題から南部二島枯瘠問題へと枝葉の変化がある中で、琉球処分が朝鮮・台湾へと波及しないように琉球の存続にこだわるという根幹部分は一貫していた。枝葉の変化の背景には、①伊犁交渉の好転、②日本側の「尚姓」ではなく「向姓」での球王冊立という譲歩の提案、③在清琉球人の存在があった。李鴻章は伊犁交渉が好転したと判断し、琉球人からの情報という説得力のある材料で南部二島枯瘠問題を提起し、日本との交渉を遷延する方向で進めようとした。奇しくも同時期に対応を迫られた伊犁交渉と分島改約交渉を分断するために、前者は譲歩してでも早期妥結を指示し、後者は情勢の変化に応じて譲歩のボーダーラインを変更しながら遷延する選択をしたのであった。

先述したように、従来の琉球処分に関する研究において、一度は妥結した分島改約交渉が清朝において調印・批准を得られなかった原因として伊犁交渉の好転と琉球人による救国運動が挙げられている。しかしながら、このような観点は明治政府側の「中変」という視点をそのまま踏襲しており、実際に清朝の態度が具体的にどのようなように急変したのかという点について目が行き届いていない。本稿では琉球処分に対する李鴻章の対応に焦点を当て、李鴻章自身は一貫して琉球処分を崩すために琉球の存続を主張し続けたこと、伊犁交渉の動向を見ながら総理衙門に指示を送っていたこと、結果として

李鴻章の態度には根本的な「中変」も豹変も存在しないことを明らかにした。

また、李鴻章は分島改約案には反対であったが、分島改約交渉の実施そのものには賛成していた。李鴻章は琉球問題について「案」と「交渉」を明確に分けており、分島改約案に対しては、①琉球存続が実現できないのであれば、ゆくゆくは朝鮮や台湾にまで侵攻が及ぶ、②日清修好条規に「一体均霑」を加えることによるデメリットが大きい、この二つの理由から反対していた。この姿勢は北京で分島改約交渉が行われている間も変わっていない。宍戸との交渉中、総理衙門は李鴻章から三度の連絡を受けている。一つは、南部二島で琉球を存続させること、改約については延期すること、もう一つは、日本にとって琉球の存続はそもそも難しいことであるが、清朝としてはこの琉球存続というボトムラインだけは死守しなければならぬと再度強調した。最後は、枯渇している南島二島では琉球の存続は難しいため、琉球問題の解決を引き延ばすように指示したこと。このような流れでみると、表面的には李鴻章が変化しているように見えるが、実際はその根底には琉球存続と時間稼ぎを基軸にして分島改約交渉を見ていたことがわかる。このような意味においては、分島改約交渉という名称は日本側からの視点、あるいは交渉で妥結した文面だけを反映させたものであり、李鴻章にとって北京での宍戸公使と総理衙門との交渉は「琉球処分」の否定⇨琉球存続／伊犁交渉の好転までの時間稼ぎ」であったことがわかる。本稿では琉球問題をめぐる李鴻章の外交基軸を外交史の観点から再考した。外交史の実証研究においては、一方の資料のみに頼らず、双方の資料を突き合わせる必要があるであ

ることは言うまでもない。特に琉球問題のように、関係国が複数いる場合は資料もそれぞれの国に及ぶため、各国の資料に残っている言葉にも細心の注意を払わなければならない。明治政府側からの視点（琉球処分、分島改約交渉、中変等）に加え、清朝やアメリカ、イギリスにおける調停、仲裁、併合、国家、条約等の言葉の使われ方や視点の検証も今後の課題としたい。

本研究はJSPS科研費 18K12489の助成を受けたものです。

【注】

- (1) 日本外交史の観点から見た研究として、我部政男『日本近代史のなかの沖縄』（不二出版、二〇二一年）、山下重一『琉球・沖縄史研究序説』（御茶の水書房、一九九九年）、五百旗頭薫『条約改正史―法権回復への展望とナショナリズム』（有斐閣、二〇一〇年）、塩出浩之「北海道・沖縄・小笠原諸島と近代日本―主権国家・属領統治・植民地主義」（『岩波講座 日本歴史』第十五卷所収）がある。
- (2) 代表的な研究として、西里喜行『清末中琉日関係史の研究』（京都大学学術出版会、二〇〇五年）、植田捷雄『琉球の帰属を繞る日清交渉』（『東洋文化研究所紀要』二二、一九五一年）がある。
- (3) 近年の代表的な研究として、波平恒男『近代東アジア史のなかの琉球併合―中華世界秩序から植民地帝国日

本へ」(岩波書店、二〇一四年)がある。

(4) 近代国際関係を俯瞰的かつ包括的に扱った研究は今のところ皆無である。当時の東アジア情勢を翻訳の観点から読み解いた研究として、與那覇潤『翻訳の政治学』(岩波書店、二〇〇九年)がある。また、米国・英国・仏国側の琉球処分に関する資料を限定的な範囲で扱った最近の研究として、ティネッロ・マルコ『世界史からみた「琉球処分」』(榕樹書林、二〇一七年)が参考になる。二二七―二九五頁。

(5) この点については、植田捷雄前掲論文、我部政男『明治国家と沖縄』(三一書房、一九七九年)をはじめ、多くの先行研究が論じている。しかし、具体的に清朝側の資料とロシア側の資料を突き合わせて、分島改約交渉との関連性を導きだしている研究はない。曾紀澤の伊犁交渉については、IMMANUEL C. Y. HSU, *The Ili Crisis: A study of Sino-Russian diplomacy 1871-1881*, Oxford, 1965, pp.153-170, Chapter 8, 'The Opening of the Negotiations in St. Petersburg', 李恩涵『曾紀澤の外交』第三章第三節「談判的進行與改訂新約」一九六六年、李之勤「中国与俄国的边界」下(呂一燃主編『中国近代边境史』上 四川人民出版社、二〇〇七年)に詳しい。また、拙稿「日清琉球帰属問題と清露イリ境界問題―井上馨・李鴻章の対外政策を中心に―」(『沖縄文化研究』三七、二〇一一年)において、明治政府が伊犁問題の情報を収集した資料『伊犁地方ニ於ケル境界問題ニ関シ露清両国葛藤一件』(外務省外交史料館所蔵)を使って、時系列で分島改約交渉との関連性を導き出した。しかし、あくまでも日本側の資料であるため、今後はロシア側資料の検証が必要である。岡本隆司「駐欧公使曾紀澤とロシア―『金軺籌筆』を読む」(岡本隆司・箱田恵子・青山治世

著『出使日記の時代―清末の中国と外交―』名古屋大学出版会、二〇一四年）では、ロシア側の研究・資料と『金輶籌筆』を比較して伊犁交渉の会谈内容を詳細に分析している。一三七～一四七頁。

- (6) 西里前掲書。西里は「李鴻章は調印予定日を一日も過ぎた一月一日の時点でも、伊犁問題をめぐる清露関係はまさに緊張のただ中にあると認識していたからこそ、「延宕の法」つまり調印引き延ばし戦術を採用すべしと主張しているのであって、条約案の妥結後に清露関係が急に緩和の方向へ向かいつつあるとは認識していなかったのである。換言すれば、李鴻章は清露関係が緊張しているために分島改約案を締結する必要があるとは考えていなかったばかりでなく、清露関係の緊張が急に緩和したために分島改約案の調印引き延ばしが必要であるとも考えていなかったのである。当面、亡命琉球人⇨向徳宏の泣訴に応え、宗主国としての義務を尽くすための方策を模索することこそ、李鴻章の課題であった。」(二三八〇～二三八一頁)として、李鴻章の約変や清朝の政策変更の原因に在清琉球人らによる救国活動を結びつけている。ただし、在清琉球人からの請願書と清朝の対応の連動性については明らかにしておらず、例えば西里自身も「蔡大鼎は林世功の自決を総理衙門へ報告するとともに、林世功の認めた前掲請願書を提出した。しかし、総理衙門が受理したかどうかは、明らかではない。」(三八五頁)としている。清朝側に請願書が届けられたのか、畢竟するに琉球人による救国活動の清朝への直接的なインパクトについてはなお検討の余地がある。
- (7) 西里前掲書。西里はこの点について、「要するに、琉球問題をめぐる日清間の正式交渉の期間（八月一八日～一〇月二一日）には、清露関係も既に緊張のピークを過ぎて外交交渉の段階に入っており、分島改約交渉

が妥結した二〇月二日以後の一〇日間に清露関係が緊張から緩和へ急変したという事実は確認されないものである。」(三二一～三二二頁)としている。

(8) 『李文忠公全集』 譯署函稿卷八、「何子襄來函」光緒四年四月二八日／一八七八年五月二九日、二～四頁。また、岡本隆司「琉球問題に関する李鴻章への書翰 何如璋」(『新編原典中国近代思想史第二卷 万国公法の時代—洋務・変法運動』所収、一六五～一六九頁、岩波書店、二〇一〇年)にも解題及び日本語訳がある。

(9) 『李文忠公全集』 譯署函稿卷八、「覆何子襄」光緒四年四月二九日／一八七八年五月三十日、四～六頁。なお、原文は以下の通りである。「中国受琉球朝貢本無大利、若受其貢而不能保其国、固為諸国所輕、若專恃筆舌與之理論、而近今日本拳動、誠如來書所謂無賴之橫、瘦狗之狂、恐未必就我範圍、若再以威力相角、争小国区区之貢、務虛名而勤遠略、非惟不暇、亦且無謂」

(10) 『李文忠公全集』 譯署函稿卷八、「密議日本争琉球事」光緒四年五月初九日、一～二頁。原文は以下の通りである。「琉人近日更畏之如虎、即使從此不貢不封、亦無關於國家之輕重、原可以大度包之、惟中東立約第一條首以兩國所屬邦土不可稍有侵越、琉球地處偏隅、尚屬可有可無、設得步進步援例而及朝鮮、我豈終能默爾耶」

(11) 『清光緒朝中日交涉史料』 卷一、「總理各國事務衙門奏日本梗阻琉球入貢情形摺」(三三二)、光緒五年閏三月初五日、三十頁。

(12) 『李文忠公全集』 譯署函稿卷八、「與美国格前總統晤談節略」光緒五年四月二三日／一八七九年六月十二日、

- (13) そのプロセスやグラントの役割についてはすでに先行研究で詳細に検証されている。三国谷宏「琉球帰属に関するグラントの調停」〔『東方学報』第十冊第三分、一九三五年〕をはじめ、「調停」という観点ではほぼ統一されていた。最近の研究では、箱田恵子「琉球処分をめぐる日清交渉と仲裁裁判制度」〔『史窓』(七七)、京都女子大学史学会、二〇二〇年〕が仲裁裁判という角度から李鴻章の「私擬公評」という表現について詳細に検証しており、当時の国際的背景を反映させて周旋、仲介・調停、仲裁裁判等の言葉の使われ方を明確に分けている。

- (14) 原文は以下の通りである。「琉球自為一国、日本乃欲吞滅以自廣、中国所争者土地不專為朝貢、此甚有理、将来能另立專條纔好」、四三頁。

- (15) *The Papers of Ulysses S. Grant Vol.29, pp.161-168/New York Herald, Aug. 16, 1879, AROUND THE WORLD: General Grant's Mediation Between China and Japan, p. 4*. 同箇所と比較については、岡本隆司「中国の誕生——東アジアの近代外交と国家形成——」(名古屋大学出版会、二〇一七年)、九二～九四頁に詳しい。また、岡本は「清朝がそこで最後まで譲らなかつたのは、「屬國」琉球の復活であり、日本側はそれを受け入れることはできなかった」、また李鴻章が日清修好条規第一条を援用したことについて、英文テキストでは「李鴻章がとりあげた日清修好条規は、グラントから相手にされなかつた、というほかあるまい」と指摘している。また、與那覇は両テキストを比較して翻訳から琉球処分を分析し「この意味におい

て正しく、「琉球処分」時点の東アジアの国際秩序は、国境線と帰属住民の境界とを一致させるというナショナリズムの論理を、未だ翻訳することができなかったのである」と指摘している。(與那覇潤、前掲書 一〇五～一〇六頁)。

- (16) 原文は以下の通りである。General Grant said the argument seemed to be sound, but it belonged to diplomacy. From the fact that the Viceroy quoted a treaty in which the United States acknowledged the Loochoo Islands as an independent Power he supposed that China in dealing with Japan was also willing to regard them as an independent Power.

- (17) 原文は以下の通りである。Loochoo was made an integral part of the Japanese Empire, and unless something is done to restore things to their former position the world would see the extinction of a nation with which other nations had made treaties for no fault of its own, and not as an act of war.

- (18) 『李文忠公全集』譯署函稿卷九、「訳美前総統幕友楊副将来函」光緒五年六月十一日、十～十四頁／「訳美国副將楊越輪來函」光緒五年六月三十日、三〇～三三頁／「訳送楊越輪來函」光緒五年七月初一日、二九～三〇頁／「訳美前総統格蘭忒來函」光緒五年七月初五日、三二～三三頁／「訳送格蘭忒來函」光緒五年七月初五日、三三頁等がある。

- (19) *FRUS*, 1881, Mr. Blaine to Mr. Angell, No. 153, April 4, 1881.

- (20) *The Papers of Ulysses S. Grant* Vol.29, pp. 199-209

- (21) 『琉球所属問題』第一、「琉事存案」一八八〇年三月四日、四八六～四九二頁。
- (22) 西里前掲書、三三五～三三二頁。拙稿「琉球帰属問題からみる李鴻章の対日政策」(『琉球・沖繩研究』三、二〇一〇年)。
- (23) 『李文忠公全集』譯署函稿卷十、「議球案結法」光緒六年閏二月十七日、二六～二七頁。
- (24) 西里前掲書、西里は「かくて、表向きの上奏文において分島改約案反対の態度を示しても、李鴻章・総理衙門には分島改約案を受け入れる用意があつたと見なければならぬ」と指摘している。三四八頁。
- (25) 『清光緒朝中日交渉史料』卷二、(四四)「軍機処伝知総理各国事務衙門辦理琉球事件上諭片」光緒六年六月二四日、二頁。
- (26) 『金軺籌筆』(台湾商務印書館、中華民國五五年)、一～六頁。IMMANUEL C. Y. HSU: 前掲書、李恩涵前掲書、李之勤前掲論文、岡本隆司「駐欧公使曾紀澤とロシア」『金軺籌筆』を読む(『出使日記の時代―清末の中国と外交―』一三八頁)を参照。
- (27) 『金軺籌筆』、六～八頁
- (28) 一度調印した条約を白紙に戻すための交渉を開始することを伊犁交渉の「第一波」とすると、曾紀澤が交渉で清朝の条約草案を提出して、ロシア側が憤怒して交渉の場を北京に移すとして交渉が座礁を迎えた時点で「第二波」と看做すことができる。この時点で、伊犁交渉をめぐる清露関係の緊張はピークを迎えた。
- (29) 『李文中公全集』訳署卷十一、「商改俄約兼論球案」光緒六年七月二三日、二八～二九頁。「似応由中国仍将

南部交還球王駐守、籍存宗祀、庶両国体面稍得保全」、「至酌加条約、允俟来年修改時再議」、「倘能就此定論作小結束、或不予俄人外再樹一敵」

(30) 『李文中公全集』 訳署卷十一、「俄防漸解並議球事」 光緒六年七月二十九日、三一～三二頁。

(31) 同右。「置立君長官吏一節、隱寓辦法在內、自須待其外務省覆准始能定議」、「琉王羈留東京、恐難放還、若另立酋長折賢置守亦大不易」

(32) 『清季外交史料』 卷二二、「総署奏據會紀澤電稿俄外部拒絕交涉另派使赴北京商訂摺」 二〇～二三頁。拙稿

「日清琉球帰属問題と清露イリ境界問題―井上馨・李鴻章の对外政策を中心に―」(『冲縄文化研究』 三七、二〇一一年) を参照。

(33) 『李文中公全集』 電稿卷一、「會候由彼得堡來電」 光緒六年八月二六日、二頁。

(34) 『李文中公全集』 訳署卷十一、「俄事議請退讓並請假會使便宜」 光緒六年九月初九日、三七頁。「尊論布策能留與否為緊要關鍵、若該使去而復來、尤為危險関頭」 「如課布使回俄、議約不成、仍復來華、勢將決裂」 「與其潰敗之後再行議約、所失更多、何如和好之時豫存退讓、補救不少」

(35) 『李文中公全集』 訳署卷十一、「請球案緩結」 光緒六年九月十六日、三七～三八頁。「六戸議論球案僅能歸我南島、仍許彼加約二条。詢以球王及子嗣、堅称不能交出、乃謂球王宗族避尚姓為向姓、向之人各処皆有云云、似明指在津之向徳宏而言」

(36) 同右。「然所称八重宮古二島、土地貧瘠、無能自立」、「若照現議、球王不復、無論另立某某、南島枯瘠、不

足自存、不数年必仍歸日本耳」

- (37) 『清季外交史料』卷二三、「総署奏日本廢琉球一案已商議辦結摺」、十五〜十七頁。この点において、西里は「不思議なことに、総理衙門はこの上奏文において、李鴻章の同年八月二十八日付書函と同年一〇月一日付の書函を引用しながら、この二つの書函を張之洞・劉坤一の妥結賛成論と同様にみなし、「本意は相い同じ」などと断じている。たしかに、李鴻章の八月二十八日付書函は妥結賛成論を主張しているけれども、向徳宏の泣訴を伝えた一〇月一日付書函は妥結延期を要請していたこと、前述の通りである。恐らく妥結後に一〇月一日付の李鴻章の書函を受け取った総理衙門は、李鴻章の豹変に当惑しながらも、いったん妥結した以上、上奏しないわけにはいかず、李鴻章の妥結延期論をもカムフラージュして、妥結賛成論であるかの如く引用したものと思われる。」(三七六頁)と指摘しているが「皆以存球祀為重」という点においては李鴻章も一致しており、たしかに妥結延期を促してはいるが根本的には琉球存続を堅持している。

(38) 西里前掲書、三七五〜三七九頁。

(39) 『李文中公全集』奏稿卷三九、「妥籌球案摺」光緒六年十月初九日、一〜五頁。

(40) 同右。「近接総理衙門函述日本所議、臣因伝詢在津之琉球官向徳宏、始知中島物産較多、南島貧瘠僻隘、不能自立、而球王及其世子日本又不肯釈還、遂即函商総理衙門、謂此事可緩則緩、冀免後悔」、「此議結球案尚宜酌度之情形也」

(41) 箱田前掲論文、箱田はこの両書簡の違いを李鴻章の意見が変わったとし、その背景について「なぜわずか数

日で李鴻章の意見が変わったのか、はつきりとした理由は分からない。・・・(中略)・・・日露両方面での危機を避けるため「分島」を受け入れ、それを琉球復活という清朝の主張とすり合わせようとしていた李鴻章としては、ロシアとの緊張が解けるなら、急いで琉球復活につながるかどうか怪しい「分島」を受け入れる必要はない。・・・(中略)・・・李鴻章としては琉球復活の原則を堅持し、イリ問題が落ち着くまで交渉を引き延ばすしか手はなかっただろう」と指摘している。十八～十九頁。

(42) 拙稿前掲論文「日清琉球帰属問題と清露イリ境界問題―井上馨・李鴻章の対外政策を中心に―」を参照。

(43) ただし、李鴻章と向徳宏の会話記録は管見の限り残っていない。在清琉球人らによる救国運動のインパクトについては、清朝側の資料を検証する必要がある。

(44) 『琉球所属問題第二』、井上外務卿ヨリ宍戸公使宛「対清政策及中山王冊立ニ関スル件」、一八八〇年九月二十九日、一〇五頁。

(45) 『琉球所属問題』第二、宍戸公使ヨリ井上外務卿宛「二島分割後清国側ニ於テ王ヲ冊立スル一義ニ関スル件」、一八八〇年十月十三日、一六七頁。

(46) 『琉球所属問題』第二、竹添天津領事ヨリ井上外務卿宛「琉球問題ニ関シ李鴻章ト談話ノ概略」、一八八一年十二月十五日、三八〇～四〇五頁。

(47) 『琉球所属問題』第二、井上外務卿ヨリ竹添天津領事宛「琉球問題ニ関シ李鴻章ノ意見探知方ノ件」、一八八二年一月十八日、四〇九～四一〇頁。

(48) 『琉球所屬問題』第二、竹添ヨリ井上外務卿宛「李鴻章ノ琉球問題解決方ニ関スル意向」、一八八二年三月

三十一日、四六八～四六九頁。